

DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか？

男女共同参画センターで実施している相談では、生き方や仕事、人間関係など様々な相談に応じ、相談者自らが問題を整理していくお手伝いをしています。

当センターにおけるDV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談は、年々増加しています。DV(ドメスティック・バイオレンス)は犯罪であり、重大な人権侵害です。

Q1 DVとは何ですか？

配偶者など親密な関係にある人（配偶者・内縁の夫・妻・婚約者・恋人等）からの暴力のことをDVといいます。

Q2 どのような行為がDVなのですか？

DVは、身体への暴力だけのことをいうではありません。DVには、下記のように4つの暴力形態があります。

身体的暴力

- 殴る・蹴る
- 髪をつかんで引きずり回す
- 首を絞める …など

精神的暴力

- 「殴るぞ」「別れるなら殺す」などと脅かす
- 「お前はバカだ」などと無能であると思わせる
- メールの内容を勝手に見たり、携帯電話を取り上げる …など

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- お金の使い道を細かく説明させる …など

性的暴力

- 性的行為を強要する
- 無理やりポルノビデオ等を見せる …など

Q3 配偶者からの暴力は、夫婦間の問題（個人的な問題）ではないのですか？

配偶者からの暴力だからといって許されることではありません。暴力は、人権を侵害する犯罪です。



男女共同参画センターでは様々な相談事業を行っています。

夫婦のこと、家族のこと、DV、セクシュアル・ハラスメント、生き方などについてひとりで悩まず、相談してみてください。

1. 男女共同参画センター相談員による相談

- ・電話相談 専用ダイヤル：077-527-5508 毎週水・木曜日（祝日は除く）10時から12時 13時から16時まで
- ・面接相談【予約必要】予約ダイヤル：077-528-2615 每週曜日（祝日は除く）13時から16時まで

2. 女性カウンセラーによる女性の悩み相談

- 【予約必要】予約ダイヤル：077-528-2615 每月第2・第4火曜日13時から16時まで

3. 人権擁護委員による人権相談（電話相談・面接相談）

- 【予約不要】専用ダイヤル：077-527-5508 每月第3火曜日13時から16時まで
(本相談は、人権・男女共同参画課が開設しています。)

4. 弁護士による民事法律扶助による無料法律相談

- 毎月第3金曜日13時30分から15時30分まで
上記1から3のいずれかの相談を受けられた方で、弁護士による法的助言が必要と判断された方が対象です。
※ただし、収入等が一定額以下の方に限ります。



男女共同参画宣言都市 大津 情報紙



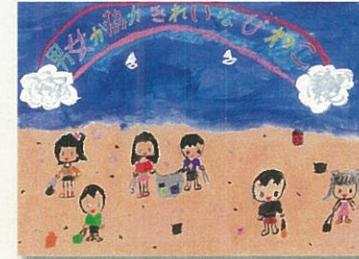
ハーモニック harmonic おおつ

Vol.4
2012.6.23

平成23年度 男女共同参画の絵画 入賞作品



最優秀賞 みわ 紗織さん



優秀賞 やだ 愛美さん



優秀賞 おはな 花さん

平成23年度 男女共同参画の標語 入賞作品

最優秀賞 「参画で つながる・広がる 男女の和・地域の輪」 保田 勝さん

優秀賞 「差別なし 男女共同 いい社会」 藤川 祐一郎さん

優秀賞 「男の子女の子 どんなときでも たすけあい」 吉田 真人さん

平成24年度も男女共同参画の絵画と標語を募集します！（詳しくは2、3ページ）

毎年6月23日から29日は国の「男女共同参画週間」です。

*「ハーモニック おおつ」の由来…本紙の創刊にあたり、一般公募で決定したものです。

大津の街に住む人々がハーモニーを奏でるように願望した社会を築いていくという想いが込められています。

*国のロゴマークの由来……内閣府男女共同参画局が一般公募を行い、決定したものです。

男女が手を取り合っている様子をモチーフに、互いに尊重しあい、共に歩んでいたらという願いが込められています。

自分らしく 男女がともに輝く社会をめざして

家庭で

地域で

職場で

男女共同参画の推進を

男女共同参画社会って

少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など社会情勢が急速に変化する中で、豊かで活力があり、安心して暮らすことのできる社会を創っていくには、誰もが性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮でき、男女双方の意見が様々な分野に反映され、共に支え合い、責任も分かち合う社会が求められています。

仕事と生活の調和のとれた社会へ

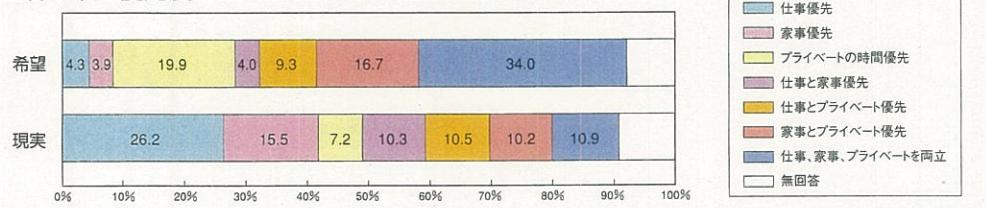
活力に満ち、誰もが幸せと豊かさを実感できる社会を築くためには、人生の様々な段階に応じて、仕事も大切にしながら家庭や地域活動、自分の時間も大切にできるなど、多様な生き方の選択が可能となる環境を整えていくことが望まれています。

市民意識調査によると、「生活の中での優先度」では、「仕事、家事、プライベートの両立」を希望する割合は34%と最も高くなっていますが、現実の優先度としては10.9%と低い結果となり「仕事優先」が26.2%と最も高くなっています。

このように希望と現実が離れている状況を改善するためには、「仕事(ワーク)」と「生活(ライフ)」を両立させ、自分の希望するバランスで様々な活動を展開できることを可能にする環境整備が重要です。そのためには、個人や事業者それぞれが働き方の見直しや意識改革を進め、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けて取り組むことが大切です。

生活の中の優先度

「大津市男女共同参画に関する市民意識調査結果(平成21年9月)より」



男女共同参画の絵画と標語を募集します。

毎年、男女共同参画都市宣言が決議された9月22日から1か月間を『大津市男女共同参画推進月間』と定め、様々な事業を実施しています。月間中の事業の啓発に使用するため、家庭・地域・職場・学校で、男性と女性が支え合う場面を表現した絵画と標語を募集します。最優秀・優秀作品には賞状と記念品をお贈りします。ご応募、お待ちしています！

① 応募資格

市内に在住・在勤・在学の方

② 作品規定

作品は、応募者ご本人のオリジナル作品で未発表のものに限ります。

(1) 絵画は、白地の画用紙(四つ切り382mm×542mm)を使用してください。色彩及び材質は自由です。作品は縦長、横長のいずれかで作成してください。

(2) 標語は、一人3作品まで応募できます。

③ 応募方法

(1) 作品には、住所・氏名(ふりがな)・中学生以下の場合は保護者名・電話番号・学校園名・学年・学区名と作品で表現したことを簡単に記入して**8月20日(月)**までに、大津市人権・男女共同参画課に届けるか郵送してください。

(2) 標語は、はがきまたは、ファックス、E-mailでも応募できます。

「大津市男女共同参画推進条例」を制定了しました。

まちづくりや地域活動を進める上では、性別にかかわりなく、一人ひとりがその力を十分に発揮できる機会をつくるとともに、互いに認め合うことが不可欠です。

大津市では、男女共同参画社会の実現を目指して、「大津市男女共同参画推進条例」を平成23年12月に施行いたしました。

条例の施行を契機に、市は市民や事業者のみなさんと協力して、男女共同参画を更に推進していきます。

大津市が目指す 男女共同参画社会

市民や事業者のみなさんと市の三者が協力して、あらゆる場面で男女共同参画を推進していくために、条例で5つの基本理念を定めています。

男女の人権の尊重

男女がともに性別による差別的な取り扱いを受けることがないよう、男女の個人としての人権を尊重しましょう。

家庭生活と社会生活における活動 への男女共同参画

男女が互いの協力と社会の支援のもとに、育児や家族の介護などの家庭生活や社会生活における活動に、対等に参画しましょう。

国際社会との協調

国際機関や国の取り組みと協調しながら男女共同参画を推進しましょう。

男女共同参画社会の実現

政策や方針の立案・決定への 男女共同参画

男女が市の政策や事業者などの方針の立案決定の場に共同して参画しましょう。

性別による固定的な役割分担意識 などの解消と多様な生き方の選択

性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣習を解消して、男女が自分の意思で多様な生き方を選択できるようにしましょう。

男性の男女共同参画について

「育児とは期間限定の楽しみ」



ファザーリング・ジャパン滋賀
みやもと かずゆき
監事 宮本 一幸

なぜ、今・イクメンが大切なと言われているのでしょうか？

活力ある社会をこれからも続けていくためには、男性も育児・家事に協力することが求められています。男性が協力することによって、女性の負担が軽減し、男性も女性も仕事、家庭、地域活動に共に責任を担っていけると思います。そういったシステム作りが必要だと思います。

イクメンは、そのための大切な役割を担っています。

これからイクメンを目指しているお父さんにエールを！

自分の人生の中で子育てに関わる時間は限られています。イクメンは、「今しか出来ないこと」「今だからこそ出来ること」だと思います。育児をするには不安がよぎると思いますが、「あの時、やっておけばよかったなあ～」と後悔しないように、思い切って育児をしてほしいですね！

子どもへの愛情があふれる社会、お父さんが子育てを楽しめるような社会になっていけば素敵だと思いませんか？

「よい父親」ではなく、「笑ってる父親」が増えるように頑張っていきましょう。

そして何より、父親であることを楽しみましょう！

④ 表彰

(1) 応募作品は、審査委員会で審査を行い、最優秀作品1点と優秀作品数点を選定します。

(2) 最優秀作品には賞状と記念品(5千円分の図書カード)を、優秀作品には賞状と記念品(3千円分の図書カード)をそれぞれ贈ります。

⑤ その他

(1) 入賞作品の著作権は、大津市に帰属します。

(2) 応募いただいた作品は、原則返却しません。

(3) 最優秀および優秀作品は、市の人権・男女共同参画の啓発資料に活用します。

(4) 応募者の個人情報は、大津市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。ただし、応募作品は、生涯学習センター(10月3日から10月6日の期間)や男女共同参画センターにおいて展示する際に、「氏名と学校名・学年または学区」を掲出します。

(5) 応募作品の送付及び問い合わせ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市政策調整部 人権・男女共同参画課

電話 528-2791 FAX 528-2626 E-mail:otsu1006@city.otsu.lg.jp